

農地中間管理事業による農用地の集積及び集約化の促進に関する協定書

公益社団法人秋田県農業公社（以下「甲」という。）と秋田県農業法人協会（以下「乙」という。）は、農用地利用の効率化及び高度化を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、農業法人を始めとする担い手の経営規模の拡大、農用地の集団化等による農用地利用の効率化及び高度化を図るために、甲が実施する農地中間管理事業の活用を促進することを目的とする。

（農地中間管理事業の促進）

第2条 甲は、農地中間管理事業による農用地の集積及び集約化の促進を図るため、離農を検討している農用地の所有者及び遊休農地の所有者等に対し、農地中間管理事業の活用を呼びかけるとともに、地域農業の担い手である乙の会員に対し、その活用を促すよう努めるものとする。

（取組事項）

第3条 乙は、甲が行う農地中間管理事業の取組を支援するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 農地中間管理事業の周知活動と活用の促進に協力すること。
- (2) 分散錯圖の解消に向けて、農業法人等地域の担い手との調整や協議に協力すること。
- (3) 中山間地域における農用地の集積・集約化及び新規参入のための各種事業の推進に協力すること。

（農用地の利用）

第4条 甲は、乙の会員が甲から農用地を借り受けている場合、当該農用地を管轄する自治体等と協力し、乙の会員の生産活動が周辺地域農業者との協調のもとに、健全な発展が図られるよう努めるものとする。

（公表及び周知）

第5条 甲及び乙は、本協定の内容を公表し、各地域の自治体や関係団体に本協定の趣旨を広く周知するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の3ヵ月前までに甲及び乙から別段の意思表示がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙双方による協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び立会人記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年7月7日

甲 公益社団法人秋田県農業公社
理事長

三浦 庄助 

乙 秋田県農業法人協会
会 長

宮川 正和 

立会人 東北農政局
局 長

松尾 元 

立会人 秋田県農林水産部
部 長

佐藤 博 